

特別企画：公益通報者保護制度に関する埼玉県企業の意識調査

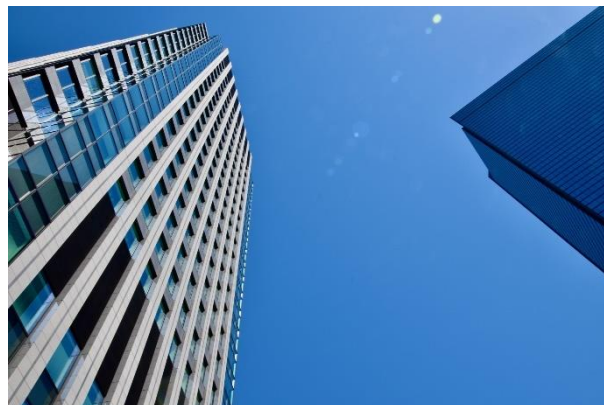
公益通報の窓口を設置・検討している企業は 23.1%

～ 公益通報者保護制度の浸透、道半ば ～

中古車販売大手による保険金不正請求や、雇用調整助成金の不正受給など、コンプライアンス違反が外部からの指摘を受けて発覚する事件が目立っている。こうした企業では、事情を知っている社内の従業員などが早くから声をあげれば被害を抑制できたケースが多い。

そのため、刑事罰や過料の対象となる法令違反について、内部または外部に通報（以下、「公益通報」）した従業員等を解雇などの不利益な取扱いから保護する目的で作られたルールとして、公益通報者保護法がある（消費者庁所管）。2020 年 6 月公布の改正では、公益通報の受付窓口の設置など、体制の整備が求められるようになった。

改正した同法が 2022 年 6 月に施行されて 1 年以上が経過しているなか、大手企業であっても十分に対応できていない実態が社会全体で注目されている。



帝国データバンク大宮支店は、公益通報者保護制度に関する企業の見解について調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2023 年 10 月調査とともにを行った。

※ 調査期間は 2023 年 10 月 18 日～31 日、調査対象は埼玉県内 1044 社で、有効回答企業数は 420 社（回答率 40.2%）

調査結果（要旨）

1. 改正公益通報者保護法に関して、「内容を理解し、対応している」企業は 7.4%にとどまり、「言葉も知らない」（22.1%）は 2 割超にのぼる。
2. 『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は 23.1%。
3. 設置のきっかけは、「社内のコンプライアンス強化」が 75.3%で圧倒的（複数回答）。
4. 設置の効果は、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が 54.6%でトップ（複数回答）。
5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内でも共有される」が 55.3%で半数超え（複数回答）。

1.改正公益通報者保護法について、内容を理解し、対応している企業 7.4%にとどまる

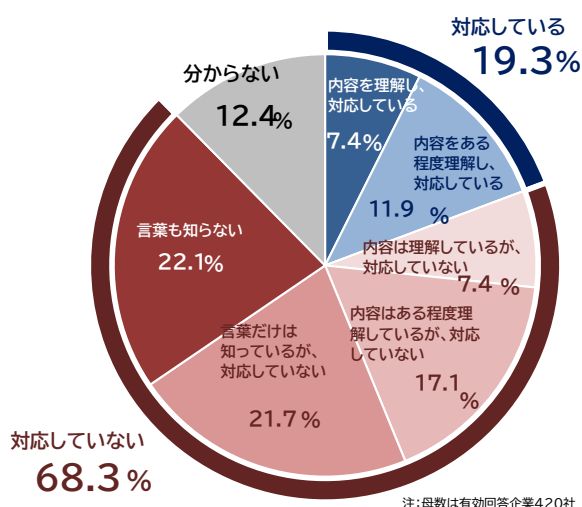
2022年6月に施行した改正公益通報者保護法に関して、自社の理解や対応状況について尋ねたところ、内容を一定程度理解したうえで『対応している』企業は19.3%となった。その内訳は、「内容を理解し、対応している」が7.4%、「内容をある程度理解し、対応している」が11.9%だった。

他方、『対応していない』¹は68.3%となり、とりわけ「言葉も知らない」企業(22.1%)は2割超にのぼった。

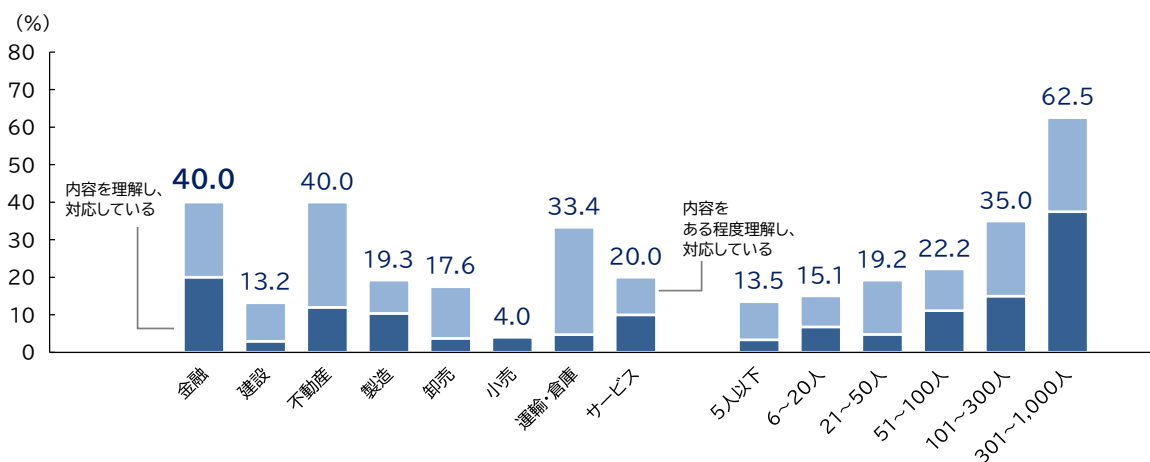
『対応している』企業を業界別にみると、『金融』と『不動産』がそれぞれ40.0%となり最も高くなった。次いで、『運輸・倉庫』(33.4%)、『サービス』(20.0%)、『製造』(19.3%)が続いた。

また、従業員数別にみると、「301～1,000人」が62.5%で最も高くなり、次いで、「101～300人」(35.0%)、「51～100人」(22.2%)と続いた。それ以下をみても、規模が小さくなるほどその割合は低下していく傾向となった。企業からも「少人数のため必要性は感じない」(小規模企業、製造)といった声が聞かれた。

改正公益通報者保護法への対応状況



『対応している』割合 ～業界別・従業員数別～



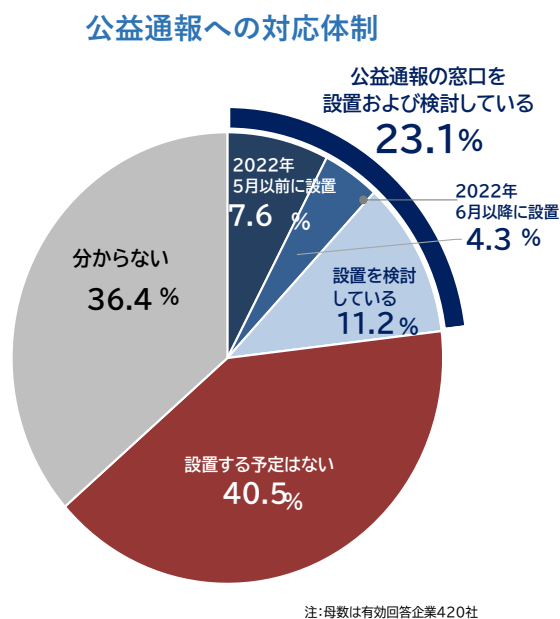
¹ 『対応していない』は「内容は理解しているが、対応していない」と「内容はある程度理解しているが、対応していない」、「言葉だけは知っているが、対応していない」、「言葉も知らない」の合計

2. 公益通報の窓口を設置および検討している企業は 23.1%

自社における従業員等からの公益通報への対応体制について尋ねたところ、公益通報の受付窓口を設置している企業で、改正公益通報者保護法が施行される前である「2022年5月以前に設置」したところは7.6%だった。また、改正法の施行後となる「2022年6月以降に設置」したところは4.3%にとどまり、公益通報の受付窓口の「設置を検討している」企業は11.2%だった。

これらを合計すると『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は23.1%となった。

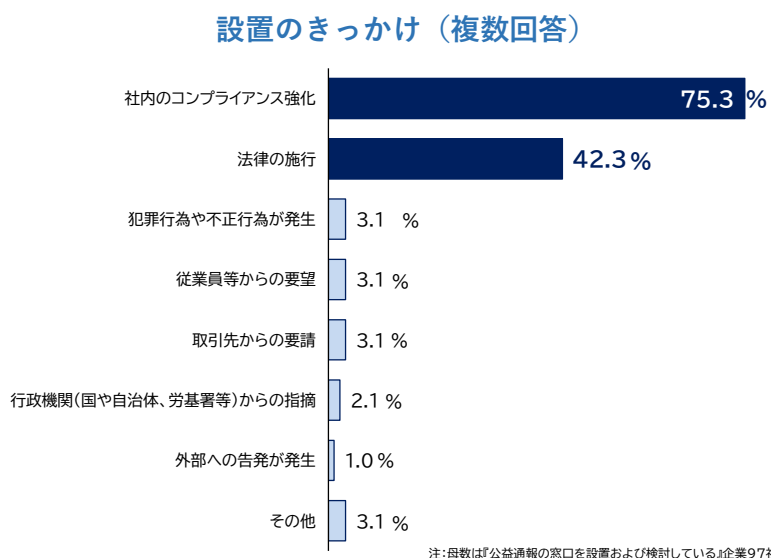
他方、「設置する予定はない」とした企業は40.5%となり、設置および検討している企業を大きく上回った。企業からは、「法律自体わからない」（中小企業、卸売）、「現状では必要性を感じない」（小規模企業、不動産）との意見があがった。



3. 企業の約4社に3社は、社内のコンプライアンスの強化をきっかけに公益通報の窓口を設置

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置した、または、設置を検討するきっかけについて尋ねたところ、

「社内のコンプライアンス強化」が75.3%となり、およそ4社に3社となった（複数回答、以下同）。次いで、「法律の施行」（42.3%）が続ки、「犯罪行為や不正行為が発生」「従業員からの要望」「取引先からの要請」（各3.1%）となったが、この3項目以下は極めて低い水準にとどまっている。



4. 設置効果は、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」がトップ

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置による効果について尋ねたところ、現場のリスク管理強化を含む「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が54.6%でトップとなった（複数回答、

以下同）。次いで、「法律上の義務を遵守できる」

（52.6%）、「従業員が安心して通報ができる」

（45.4%）が続いた。

他方、「通報が少なく、特に効果を感じていない」（12.4%）とする企業も一定数存在した。

設置の効果（複数回答）

	全体	企業規模 (%)	
		大企業	中小企業
経営上のリスクの未然防止・早期発見	54.6	45.5	57.3
法律上の義務を遵守できる	52.6	50.0	53.3
従業員が安心して通報ができる	45.4	50.0	44.0
消費者や株主、取引先など、幅広いステークホルダーからの信頼獲得	8.2	9.1	8.0
外部(行政機関、マスコミ等)への告発が一定程度制限される	4.1	4.5	4.0
通報が増えて、職員が疑心暗鬼になり、職場環境が悪化した	0.0	0.0	0.0
通報が少なく、特に効果を感じていない	12.4	18.2	10.7
その他	0.0	0.0	0.0

注1: 網掛けは企業規模の比較で割合が5ポイント以上高い方を示す

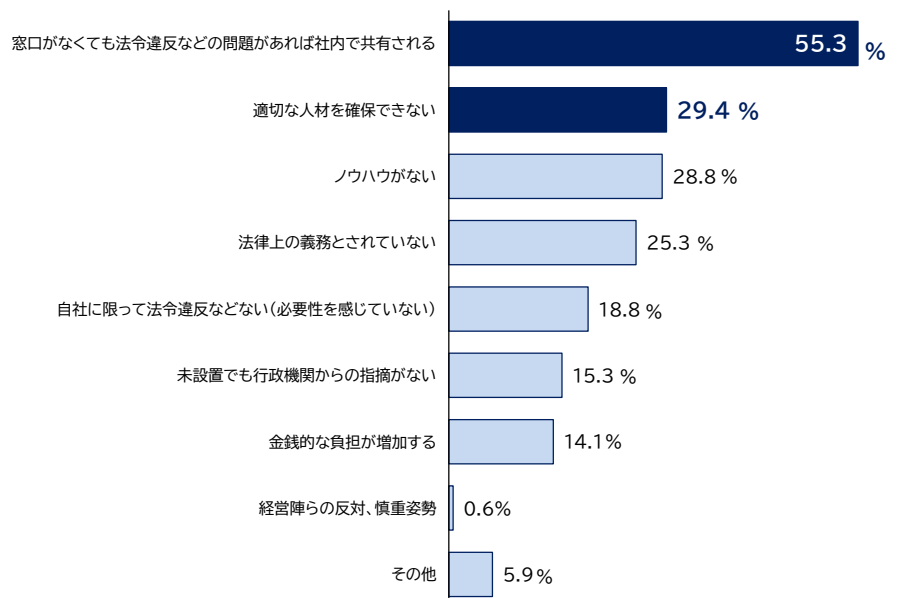
注2: 母数は『公益通報の窓口を設置および検討している』企業97社

5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」が半数超え

公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業に対して、設置しない理由について尋ねたところ、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」が55.3%となり半数を超えた（複数回答、以下同）。次いで、「適切な人材を確保できない」（29.4%）、「ノウハウがない」（28.8%）が続いた。

企業からは、「少人数の会社。それぞれコミュニケーションが取れていると確信している」（小規模企業、建設）といった声が聞かれた。

設置しない理由（複数回答）



注: 母数は公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業170社

まとめ

本調査の結果、公益通報者保護制度について、内容を理解し対応している企業が1割を大きく割り込むなか、言葉も知らないといった企業も2割を超えた。また、社内のコンプライアンス強化などを契機として、公益通報の窓口を設置・検討する企業は23.1%となったが、一方で、4割を超える企業で設置を予定していないとしており、その差は大きくなっている。また、設置企業の多くは「経営上のリスクの未然防止・早期発見」や「法律上の義務を遵守できる」といった効果を実感している様子がうかがえたものの、「通報が少なく、特に効果を感じていない」とする企業も一定数存在した。

ただ、「小企業にとって、公益通報の受付窓口を設置し、適切な人材を確保することは難しい」（小規模企業、サービス）や「大きな組織でないと効果が薄いと感じる」（小規模企業、製造）といった意見もあり、同制度は大企業が対象で中小企業は必要ないと考える企業は多く、全体として、公益通報者保護制度の浸透はいまだ道半ばというのが現状である。

現在、企業のコンプライアンス問題に起因する諸問題がたびたび報道されており、会社内部で十分な自浄作用が働いていない点が重要な問題といえる。企業はこの制度の内容を正しく理解し、ルールに沿った運用ができていることが、自社の対外信用を高めることにつながると認識する必要がある。同時に、国や行政は制度に関する丁寧な説明に加え、中小企業にとって参考となるサンプル集などの情報提供を行うことが求められているといえる。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 大宮支店 情報部 梅林
TEL 048-643-2146 FAX 048-645-7578

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。